

このメルマガジンは群馬産業保健推進センターのホームページに掲載された
新着情報や産業保健の説明等を配信しますので、是非お読み下さい。

--<群馬産業保健推進センターからのお知らせ>-----

1 「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業」（厚生労働省
委託事業）の実施について

標記事業は、職域におけるメンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応を促進すること
を目的とし、今年度、国の委託事業により当機構が受託したものであります。

事業者と契約を結び有料で面接によるメンタルヘルスに関する相談と、相談結果に基づく
適切な医療機関等への紹介のサービスを提供する機関（医療法上の医療提供施設以外
のものに限る）であって、国の定めた基準に適合する相談機関の登録・公表（登録申請の
受付は本年9月からの予定）、事業場に対する相談機関等の利用の促進のための周知
活動を行うことにより、労働者の心の健康の保持増進を図ることを目的としたものです。
詳細は、独立行政法人労働者健康福祉機構ホームページでご覧頂けます。

<http://www.rofuku.go.jp/sanpo/eap/index.html>

当センターでは、当該事業に係る相談機関の登録対象、登録基準及び登録手続等について
の説明会を下記により開催する予定です。

記

- (1) 日 時 平成20年8月8日（金） 午後2時から4時まで
- (2) 場 所 前橋テルサ 9階つつじの間 （tel 027-231-3211）

2 群馬職域メンタルヘルス交流会開催のご案内

本年度、第5回目を迎えた標記交流会が下記により開催されます。第一部では東京大学
教授の川上憲人氏による講演、第二部シンポジウムは各職域グループで持ち回りにより
担当してきましたが、本年度は「精神科医、産業医」の方が受け持つことになっております。
奮ってご参加下さい。

記

- (1) 日 時 平成20年9月25日（木） 午後2時から5時まで
- (2) 場 所 群馬メディカルセンター 大ホール
- (3) 第一部 講演「演題：職場のメンタルヘルスとその進め方（仮題）」
講 師 川上憲人氏
東京大学大学院医学研究科健康科学・看護学専攻
精神保健学分野教授（医師）

(4) 第二部 シンポジウム

「職場のメンタルヘルスにおける精神科医、産業医の役割（仮題）」

座長 竹内一夫（埼玉大学教育学部教授）

シンポジスト 狩野正之（高崎健康福祉大学健康福祉学部保健福祉学科教授）

松澤一夫（松澤医院院長）

藤田晴康（赤城病院医師）

太田圭子（㈱IHIエアロスペース社富岡事業所健康支援室産業医）

助言者 川上憲人（東京大学大学院医学研究科健康科学・看護学専攻精神保健学分野教授）

3 業務上疾病者数の推移

<http://www.gummasanpo.jp/topics/topics18.pdf>

4 当センターで実施の産業保健セミナー（8月～9月初旬予定）のご案内

(1) 第281回セミナー「職場における受動喫煙防止対策」

開催日時 8月22日（金） 14:00～16:00

開催場所 群馬産業保健推進センター

前橋市千代田町1-7-4 (tel 027-233-0026)

講師 栗原 久 相談員

内容 喫煙は、喫煙者本人だけでなく、受動喫煙によって非喫煙者の健康に悪影響を及ぼします。喫煙の悪を紹介し、受動喫煙防止対策を考えます

(2) 「職場復帰の支援」

開催日時 8月28日（木） 14:00～16:00

開催場所 伊勢崎市文化会館

伊勢崎市昭和町3,918 (tel 0270-23-6070)

講師 榎 悦子 相談員

内容 心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援でポイントとなることを講義します。また、対応が困難な事例を持ち寄って頂き、検討します

(3) 「海外赴任者健康管理セミナー」

開催日時 9月11日（木） 14:00～16:00

開催場所 伊勢崎市文化会館

伊勢崎市昭和町3,918 (tel 0270-23-6070)

講師 安川隆子 氏（元WHO職員）

内容 「相手を知り己を知れば百戦危ういべからず」等セミナーでは己（健康、心）と海外（環境、病気、国民性）についての認識を深め、渡航前準備を手助けします

5 産業保健セミナー参加申込者の皆様へ（お願い）

<http://www.gummasanpo.jp/topics/topics17.pdf>

- 6 改正産業医共同選任助成金制度（小規模事業場産業保健活動支援促進助成金）（再掲）
従業員50人未満の小規模事業場が他の事業者と共同して産業医を選任し、職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導、長時間労働者の面接指導、健康教育、健康相談等の産業保健活動を実施した場合、その費用の一部を助成するものです。

< 助成金の登録申請及び支給手続き >

1 登録申請（平成20年8月末まで：初年度となる平成20年度のみ）

個々の事業場による単独申請(改正により新たに導入された)と、事業場グループを形成しての一括申請とがあります。単独申請の場合には、業種、抱える産業保健上の課題、地理的要件 などにより他の事業場との産業医の共同選任を当センターで支援いたします。

2 登録手続き完了（平成20年11月末まで：初年度となる平成20年度のみ）

産業医共同選任契約書（写し）の提出により、登録手続きが完了します。なお、契約する産業医が探せないときには、当センターにご相談ください。

3 助成金支給要件

助成金は、事業場において行われた産業医による産業保健活動回数に応じ、下記により支給 します。助成期間は3年です。

産業保健活動1回あたり21,500円×各年度4回まで＝86,000円（上限）

=====

<<群馬産業保健推進センターメール配信サービス解除、変更はこちらから>>

<http://www.gummasanpo.jp/melmag/index.html>

<<このメールマガジンへのご意見・ご要望はこちらから>>

sanpo10@gummasanpo.jp

=====

《発行元》群馬産業保健推進センター

電話：027-233-0026 FAX：027-233-9966